

医学会等の主催者の皆さまへ

学会等の開催等に係る寄付金募集に際してのお願い

皆様におかれまして、ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

日頃から、医療機器業公正取引協議会の運営にご理解、ご協力を賜っておりますことを御礼申し上げます。

さて、医療機器業界おきましては、景品表示法第11条の規定に基づいて、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受け、業界の自主規制として、医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「公正競争規約」といいます。）を設定し、施行しております。

医学会、研究会、NPO法人等の団体（以下「学会等」といいます。）の会合の開催に際して、これらの主催者の皆さまから、医療機器事業者が、寄付金の拠出要請をいただくことがあります。

当協議会では、会員事業者がこのような要請をいただいた場合には、公正競争規約の運用基準の一つである「寄付に関する運用基準」に従って、対応させていただきますこととしております。

とりわけ、学会等の団体から、寄付金の拠出要請をいただいた場合には、拠出に応じることが、公正競争規約で禁止されている不当な景品類の提供にならないようにするため、当協議会では、会員事業者に対して、これらの要請が、本来の学術研究目的の寄付の範囲を逸脱していないことなど確認するために、学会等の団体への寄付についての基本的な考え方（別添をご参照ください。）を示し、注意を促しております。

学会等の主催者の皆さまにおかれましては、会員事業者が拠出した寄付金が、学術研究目的のために適切に活用されますようご高配を賜り、また、寄付金を募集される際には、以下の事項にご留意いただくよう、お願い申し上げます。

- ① 寄付金の募集の際にご提供いただきたい資料
 - *学会等の会則
 - *募金趣意書
 - *収支予算書（収入の内訳、支出項目の明細が分かるもの。収入の内訳には、学会参加費と懇親会参加費は別々に明記願います。）
- ② 会合終了後に提供していただく資料
 - *決算報告書（会合終了後、速やかに、提供してください。また、特定の支出項目で予算書と決算報告書に大幅な乖離がある場合は、その理由を記載してください。）
- ③ 参加者個人が負担すべき費用に当たるものは寄付できません。

- *参加者個人で負担すべき費用（交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代等）
- *形式的には学会等に対する寄付であっても、事実上、個人が負担すべき費用に寄付金が充当される場合には、個人に対する間接提供として、公正競争規約で制限されます。例えば、懇親会費用として参加者が支払った金額を大幅に超えて懇親会が行われる場合には、寄付金が個人の負担すべき費用（懇親会費用）に充当されたとみなされます。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033

東京都文京区本郷3丁目38番1号

本郷イシワタビル2階

Tel: 03 (3818)1731 FAX: 03(3818)1732

<http://www.jftc-mdi.jp>

公取協発第1416号
平成21年12月24日

公取協加盟団体事務局経由会員事業者 各位
及び
個別会員 各位

医療機器業公正取引協議会
常任運営委員会
委員長 青木 由雄
(協議会印省略)

NPO法人、学会等の団体への寄付の基本的考え方について

最近の医療機器業界への寄付依頼の動向をみると、様々な学会、研究会、社団法人、財団法人、NPO法人（特定非営利活動法人）等の団体から、寄付と称する資金提供の依頼が増加の傾向にあり、また、これらの依頼に、本来の学術研究目的の寄付の範囲を逸脱した、参加者個人が負担すべき費用（参加者の交通費、宿泊費、懇親会費等）まで含まれているものが散見されております。

本件については、平成21年10月6日から11月27日までの間に実施した第12回公正競争規約説明会において、公正取引協議会のトピックス及び事例5として取り上げて説明を行いましたが、今後、会員事業者がこのような団体からの寄付の要請を受けた場合の会員事業者の迅速かつ的確な判断に資するために、公正競争規約（以下「規約」という。）の観点から基本的考え方について、再度要点を本文書にて通知させていただきます。

1 考慮すべき事項は、以下の3つです。

- (1) NPO法人、一般社団法人、一般財団法人等の団体（以下「NPO法人等」という。）からの寄付依頼に関する、寄付の可否の判断基準
- (2) 寄付が、「学会等の参加者が自ら負担すべき費用」に充当される場合における寄付の可否
- (3) 寄付の可否を判断する際に、提出を求めるべき資料等

2. 以下、それぞれの事項についての基本的考え方を示します。

- (1) NPO法人等の団体からの寄付依頼に関する、寄付の可否の判断基準について

寄付を要請しているNPO法人等の団体に対して寄付ができるか否かは、以下の3つの観点から判断します。

- ① 「団体性」
- ② 「通常の医療業務との関連性」
- ③ 「公益性」

寄付要請がNPO法人等の団体からあった場合、NPO法人等であるというだけをもって、直ちに、寄付が可能ということにはなりません。具体的には、前記の3つの観点について、以下の3つの基準に基づいて、寄付が可能かどうかを判断してください。

ア 団体性の判断基準

寄付が可能な団体であるためには、NPO法人等が以下の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 医学及び医療機器の研究を主たる目的とする多数の医療担当者の組織であって、会則等にその研究目的が明示されていること。
- (イ) 会則等の組織規程、総会等の意思決定機関を持ち、会長、代表幹事等の代表者の定めがあること。
- (ウ) 会費その他の収入、研究費用の支出等に関する財務・会計の規程を持ち、会員個人及び会員の所属する医療機関等とは別個独立の経理を行い、収入は専ら研究活動に用いられ、収益を目的としないこと。
- (エ) 明確な研究計画を有し、定例的に討議、研究発表その他の研究活動が行われること。

イ 通常の医療業務との関連性についての判断基準

寄付が可能な活動内容を行っているかどうかは、当該NPO法人等の活動が、以下の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 医療機関等及び医療担当者の通常の医療業務に属しないと認められる研究活動を行っていること。
- (イ) 医療担当者の個人的な研究を扱うものでないこと。

医療機関等の通常の医療業務に関する研究や医療担当者の個人的な研究を目的としたNPO法人等への寄付は、個人に対する景品類の提供とみなされますので、寄付はできません。前記の要件を満たしているかどうかは、以下の基準を参考に判断してください。

a 要件を満たしている場合

- ① 研究テーマが、通常の医療業務に属する研究とは異なり、特に専門的で高度な医学及び医療機器に関するものである場合
- ② 研究テーマが、医学及び医療機器の専門的なものであり、参加する医療担当者がその分野における専門的な研究者である場合

b 要件を満たしていない場合

- ① 医療機関等が所属する医療担当者のために行う研修と同様の内容の場合
- ② 参加する医療担当者の医学知識、医療技術の修得・向上を目的と

する共同研修である場合

ウ 公益性の判断基準

当該NPO法人等の団体に公益性がある場合は寄付をすることが可能です。具体的には、以下の基準によって、判断してください。

(ア) 公益性があると判断される場合

次のいずれか一つの要件を満たしていれば、「公益性あり」と判断されます。

- a 通常の医療業務に伴う研究の範囲を超える高度で専門的な医学及び医療機器に関する研究や社会福祉のために行う調査研究を目的としている場合
- b 当該医療機関等以外の医療担当者に対しても広く参加の機会を提供して行う研究発表、講演会等の活動を行う場合
- c 一般人を対象として、病気の予防、衛生知識の普及、公衆衛生の向上等を目的として講演会等の活動を行う場合
- d 大学付属病院に対する奨学寄付金及びこれに準じて、「法令に基づき研究機能を併せ有するものと定められている病院」に対し、使途を「学術研究目的」に限定して寄付をする場合

(イ) 公益性がないと判断される場合

前記(ア)にかかわらず、次の場合は、「公益性なし」と判断されます。

- a 医療機関等の報酬の対象に含まれている場合又は医療機関等の収益を目的としている場合
- b 受診の勧誘、広告・宣伝を目的としている場合
- c 研究活動に参加する医療担当者個人の医学知識・医療技術の修得・向上を目的としている場合
- d 医療機関等及び医療担当者の医療業務の一環として行われる研究活動の場合

(2) 寄付が、「学会等の参加者が自ら負担すべき費用」に充当される場合における寄付の可否について

学会等の参加者個人が負担すべき費用については、参加者に対する「費用の肩代わり」となるため、寄付金で援助することはできません。

例えば、学会等にかかる経費のうち、飲食代、懇親会費、交通費、宿泊費等（参加者からこれらの費用の一部を受け取り、残りは学会等が寄付金で賄う場合も含む。）は、本来、「参加者が自ら負担すべき費用」です。

したがって、これらの費用を事業者が負担することは、学会等の参加者

に対する「費用の肩代わり」に当たり、不当な景品類の提供として、規約違反となるため、行うことはできません。

また、医療機関等や医療担当者とは別個の学会等に対する金銭の提供であっても、あらかじめ、それが参加者の飲食代、懇親会等「学会等の参加者が自ら負担すべき費用」に使われることが分かっている場合などは、医療担当者等に対する景品類の間接提供と判断されますので、このような寄付もすることはできません。

ただし、学会等における役員などによる公式な会合に要する費用（茶菓などのような華美、過大ではない飲食代）や講師等を招聘する場合の交通費、宿泊費などはこの限りではありません。

（3）寄付の可否を判断する際に、提出を求めるべき資料等

提出を求めるべき資料は、「事前に入手すべき資料」及び「事後に入手すべき資料」があります。

ア 事前に入手すべき資料

（ア）会則（定款等）

（イ）募金趣意書

（ウ）収支予算書等

寄付金の拠出に際しては、事前に、これらの資料を入手し、活動内容などから、当該団体が適正に運用されているかどうか組織運営の実態を把握するとともに、懇親会費、宿泊費など本来、参加者個人が負担すべき費用が含まれていないかどうかを確認し、寄付の要請が適正であるかを判断してください。

なお、学会等から寄付要請があった場合に、学会参加者個人が負担すべき費用については、寄付の対象にできない旨を説明し、「学会等の開催費用」と「学会等の参加者個人が自ら負担すべき費用」が判別できるように、収支予算書に明細を記載していただくように要請してください。

イ 学会等が実施された後、入手すべき資料

決算報告書

学会等終了後、決算報告書を入手し、拠出した寄付金が、募金趣意書に記載されている目的どおり、適正に使用されたかどうかを確認してください。

適正に使用されていない学会等に対しては、次回からの寄付の要請に対して寄付を行うことは公正競争規約に違反するおそれがあります。

以上